

社会福祉法人永明会 役員・評議員及び外部委員報酬等規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人永明会の役員、評議員及び外部委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。

3 外部委員とは、定款第6条に定める評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

4 報酬等とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員の報酬は日額とし、理事会及び評議員会への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。但し、本会の給与規程に基づき支給を受ける役員には、支給しない。

2 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人の業務に当たった場合は別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

3 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

4 外部委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬の支払い方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号による役員、評議員、外部委員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額は実費とする。但し、旅費については近接地外の旅行に関するものを

対象とし、次の通り旅費等を支給することができる。

(1) 交通費 実費

(2) 宿泊費 原則として主催者が用意する宿泊施設を利用する。あるいは、その基準に準ずるものとする。但し、これらによらない場合は実費を支給する。

(3) 日当 1日につき、5,000円(税別)

(4) その他 資料等実費

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成6年12月1日から施行する。

2 この規程は、平成7年5月21日一部改正。

3 この規程は、平成15年5月25日一部改正。

4 この規程は、平成15年10月13日一部改正。

5 この規程は、平成28年10月23日一部改正。

6 この規程は、平成29年6月18日一部改正。

7 この規程は、平成29年12月16日一部改正。

8 この規程は、平成30年12月8日一部改正。

別表1 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席時の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	10,000円	60,000円	480,000円
理事長	10,000円	120,000円	120,000円
理事	10,000円	80,000円	320,000円
監事	10,000円	120,000円	240,000円
外部委員	10,000円	30,000円	120,000円

注：金額は税別

別表2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日に業務に当たった場合の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	2,000円	24,000円	120,000円
監事	2,000円	24,000円	48,000円

注：金額は税別